

第4章 条例・規程・協定等

第1 防災関係

1. 本宮市防災会議条例（資料96）

平成19年1月1日

条例第18号

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、本宮市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本宮市地域防災計画及び水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 1人
- (2) 福島県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 1人
- (3) 福島県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1人
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 9人
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 安達地方広域行政組合南消防署長
- (8) 指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 3人
- (9) 市長が特に必要と認めた機関の長 2人

6 前項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したとき、解任されるものとする。

（議事等）

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

2. 本宮市防災会議委員名簿(資料97)

(27年2月)

| 番号 | 役職 | 職名 | 氏名 | 住所 | 電話 |
|----|--------|--|-------|-------------------|--------------|
| 1 | 会長 | 本宮市長 | 高松義行 | 本宮市本宮字万世212 | 33-1111 |
| 2 | 委員(1号) | 国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所長 | 永尾慎一郎 | 福島市黒岩字榎平36 | 024-546-4331 |
| 3 | 委員(2号) | 福島県二本松土木事務所長 | 中川善則 | 二本松市金色424-1 | 0243-22-1151 |
| 4 | 委員(3号) | 郡山北警察署本宮分庁舎 | 根本栄太郎 | 本宮市本宮字万世 172-1 | 33-3110 |
| 5 | 委員(4号) | 副市長 | 中野一夫 | 本宮市本宮字万世212 | 33-1111 |
| 6 | 委員(5号) | 本宮市教育長 | 原瀬久美子 | 〃 | |
| 7 | 委員(6号) | 本宮市消防団長 | 國分良修 | 本宮市本宮字竹花41 | 33-2260 |
| 8 | 委員(7号) | 安達地方広域行政組合 南消防署長 | 佐藤盛章 | 本宮市高木字水塚18 | 33-2875 |
| 9 | 委員(8号) | 福島交通(株) 郡山支社長 | 瀬谷賢次 | 郡山市向河原町2-23 | 024-944-5400 |
| 10 | 〃 | 東北電力(株) 郡山営業所長 | 遠藤定則 | 郡山市細沼町1-5 | 024-932-6314 |
| 11 | 〃 | (株)NTT東日本—福島 設備部福島カスタマーサービス 担当部長 | 吉宗俊哉 | 福島市中荒子22-1 | 024-535-5271 |
| 12 | 委員(9号) | みちのく安達農業協同組合 代表理事組合長 | 鈴木利英 | 本宮市本宮字戸崎41 | 24-1369 |
| 13 | 〃 | 本宮市区長会連絡協議会長 | 渡辺一弘 | 本宮市本宮字館町72-6 | 33-2420 |
| 14 | 委員(4号) | 総務部長 | 佐藤栄恭 | 本宮市本宮字万世212 | 33-1111 |
| 15 | 〃 | 市長公室長 | 渡辺正博 | 〃 | |
| 16 | 〃 | 保健福祉部長 | 武田正利 | 〃 | |
| 17 | 〃 | 産業部長 | 立川盛男 | 〃 | |
| 18 | 〃 | 建設部長 | 鈴木亨 | 〃 | |
| 19 | 〃 | 議会事務局長 | 安田章 | 〃 | |
| 20 | 〃 | 教育部長 | 国分忠一 | 〃 | |
| 21 | 〃 | 白沢総合支所長 | 登椰恒 | 〃 | |
| 22 | 〃 | 放射能除染・モニタリング センター長 | 橋本久雄 | 〃 | |

任期 8号委員は、2年

3. 本宮市災害対策本部条例（資料 98）

平成 19 年 1 月 1 日
条例第 19 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、本宮市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部所の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

4. 本宮市防災行政無線局管理運用規程（資料 99）

平成 19 年 1 月 1 日
訓令第 23 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、本宮市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する本宮市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 無線局 電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
(2) 同報系親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
(3) 同報系子局 同報系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。

- (4) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として、市内に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載携帯型及び可搬型並びに特定の場所に常置して運用する集落可搬型の無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受けかつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

(無線系の統括責任者)

第3条 無線系に統括責任者を置く。

- 2 統括責任者は、無線系の管理及び運用の業務を統括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 統括責任者は、市長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第4条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、統括責任者の命を受け、その無線系の管理及び運用の業務を行うとともに通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、生活福祉部長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第5条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者が職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

(管理者)

第6条 次に掲げる部署には、管理者を置く。

- (1) 同報系親局及び基地局の通信操作を行う部署
- (2) 本庁舎以外であって同報系遠隔制御器を配備した出先機関等の部署

- 2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局では施設等の管理及び監督の業務を所掌する。
- 3 管理者は、当該部署の長をもって充てる。

(無線従事者の配置養成等)

第7条 統括責任者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

- 2 統括責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。
- 3 統括責任者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(様式第1号)を作成する。

(無線従事者の任務)

第8条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(様式第2号)の記載を行う。

- 2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、主任無線従事者の管理の下に電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

- 2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備付書類等の管理)

第10条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

- 2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。
- 3 無線業務日誌は、毎日、管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

4 管理責任者は、無線従事者選(解)任届の写しを整理保管しておくものとする。

(無線局の運用)

第11条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第12条 無線設備の正常な機能維持を保持するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 毎日点検

(2) 月点検

(3) 年点検(精密点検)

2 点検項目については、無線設備の点検記録簿のとおりとする。

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 毎日点検は、通信取扱責任者又は管理責任者

(2) 月点検は、管理責任者

(3) 年点検は、統括責任者

4 予備装置及び予備電池については、毎月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

5 点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第13条 統括責任者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、定期的な通信訓練を行うものとする。

2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報通報等の伝達訓練及び移動系による情報収集伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第14条 統括責任者は、毎年1回以上、通信取扱者等に対して電波法等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の本宮町防災行政無線局管理運用規程(平成7年本宮町訓令第2号)又は白沢村防災行政無線局管理運用規程(昭和58年白沢村規程第6号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。



5. 本宮市防災行政無線施設(同報系)運用細則(資料100)

平成19年1月1日

訓令第25号

(趣旨)

第1条 この細則は、本宮市防災行政無線施設管理運用規程(平成19年本宮市訓令第23号。以下「規程」という。)に基づき制定し、本宮市防災行政無線施設(同報系)の運用を円滑に行うことを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(放送の種類)

第2条 放送の種類は、定時放送及び緊急放送とする。

(放送事項)

第3条 放送事項は、次に掲げるものとする。

(1) 地震、台風等の非常事態に関するもの

- (2) 人命その他特に緊急重要なこと。
 - (3) 行政の普及及び周知連絡に関すること。
- (放送時間)

第4条 放送時間は、次のとおりとする。

- (1) 定時放送は一般放送及びチャイム放送とし、一般放送は毎日6時45分、19時30分とし、チャイム放送は6時、12時、18時及び21時に行う。
 - (2) 緊急放送は、災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測されるときに放送する。
 - (3) 放送は、緊急放送を除き3分以内に行うよう努めなければならない。
- (放送の申込み)

第5条 放送する場合の手続は、次に定めるところによる。

- (1) 各課等の長は、所掌の事務で放送によって市民に周知する必要がある場合は、防災行政無線通信依頼書(別記様式)を放送希望日の2日前の正午までに秘書広報課長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- (2) 管理責任者は、放送依頼書の提出を受けたときは、その内容を検討し、放送を必要とするものについてのみ放送させることができる。この場合において、放送しないことに決定したときは、その旨を申込者に通知するものとする。

(放送の制限)

第6条 管理責任者は、災害の発生その他特別の理由があるときは、放送を制限することができる。

(放送の記録)

第7条 通信取扱責任者は、放送を行ったときは、無線業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

(放送の方法)

第8条 放送の方法は、次に定めるところによる。

- (1) 一斉放送：市内全域に放送するもの
- (2) 地区放送：グループごとに分割して放送するもの
- (3) 個別放送：各同報系子局に放送するもの

附 則

この細則は、平成19年1月1日から施行する。

別記様式(第5条関係)

防災行政無線通信依頼書

| | | | | | | | | | |
|------------------------|---------------------|--|----|--|----|-------------|-------------|---|---|
| 主管課 | 部長 | | 課長 | | 補佐 | | 係長 | | 係 |
| 依頼年月日 | 年 月 日 | | | | | 依頼所属長 | 印 | | |
| 件名 | | | | | | | | | |
| 通信日時 | 年 月 日 | | | | | 開始 | 時 | 分 | |
| | | | | | | 終了 | 時 | 分 | |
| 通信区域 | A 一斉 名 B 個別(地区) | | | | | | | | |
| 通信文 | | | | | | | | | |
| 1 通信2日前の正午までに提出してください。 | | | | | | ※ 処 理 | 通信 番号 | | |
| 2 通信文は簡潔に表現してください。 | | | | | | | 担 当 者 | | |
| 3 ※印欄は記入しないでください。 | | | | | | | | | |

6. 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金一覧（資料101）

| | | | |
|---------|-------|--|-------------------------|
| 災害弔慰金 | 対象災害 | 自然災害 ①住家が5世帯以上消失した災害 ②県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ③上記と同等と認められる特別の事情がある場合 | |
| | 支給額 | ①生計維持者 500万円 ②その他の者 250万円 | |
| | 遺族の範囲 | 配偶者、子、父母、孫、祖父母 | |
| 災害障害見舞金 | 対象災害 | 自然災害 ①住家が5世帯以上消失した災害 ②県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ③上記と同等と認められる特別の事情がある場合 | |
| | 支給額 | ①生計維持者 250万円 ②その他の者 125万円 | |
| 災害援護資金 | 障害の程度 | ①両眼が失明した者 ②咀嚼及び言語の機能を廃した者 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ④胸腹部臓器の機能の著しい障害を残し、常に介護を要する者 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥両上肢の用を全廃した者 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った者 ⑧両下肢の用を全廃した者 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者 | |
| | 対象災害 | 自然災害 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 | |
| 貸付限度額 | 貸付限度額 | ①世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 | |
| | | ②家財の1/3以上の損害 150万円 | |
| 貸付条件 | 貸付条件 | ③住居の半壊 170万円 (250) | |
| | | ④住居の全壊 250万円 (350) | |
| 貸付条件 | 貸付条件 | ⑤住居の全体が消失若しくは流失 350万円 | |
| | | ・特別の事情ある場合は()内の額 ・重複する場合は50万円を調整する | |
| 貸付条件 | 所得制限 | 世帯人員 | 市町村民税における総所得額 |
| | | 1人 | 220万円 |
| 貸付条件 | 所得制限 | 2人 | 430万円 |
| | | 3人 | 620万円 |
| 貸付条件 | 所得制限 | 4人 | 730万円 |
| | | 5人以上 | 1人増すごとに730万円に30万円を加えた金額 |
| 貸付条件 | 利率 | ただしその世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円 | |
| | | 年3% (据置期間は無利子) | |
| 貸付条件 | 据置期間 | 3年 (特別の事情のある場合は5年) | |
| | | 償還期限 10年 (据置期間を含む) | |
| 貸付条件 | 償還方法 | 年賦又は半年賦 | |

7. 本市における災害相互応援協定締結状況（資料 102）

● 福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏及び置賜広域行政圏で構成する市町村において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という）独自では十分な応急措置ができない場合に、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、広域圏内において物資等の相互応援に関し必要な事項について定めるものとする。

(広域圏連絡調整市町村)

第2条 応援事務を迅速且つ円滑に遂行し、かつ各広域圏並びに広域圏内構成市町村との総合調整等を行うため、各広域圏に連絡調整市町村をあらかじめ定めておくものとする。

(連絡責任者)

第3条 応援に関する責任者として、各広域圏の構成市町村に連絡責任者を置く。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供
- (2) 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4) その他第3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 災害発生により応援の要請を必要とする被災市町村は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにし、広域圏連絡調整市町村または被災市町村以外の市町村に対し要請するものとする。

但し、緊急を要する場合は、電話等で要請し事後において要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を必要とする期間

(自主応援)

第6条 被災市町村以外の市町村は、被災市町村の被害が極めて甚大で連絡が取れない場合又は被害市町村が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行うことができる。これらの場合においては、前条の要請があったものとみなすものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、原則として被災市町村の負担とする。

(連絡会議)

第8条 広域圏相互の情報交換等のほか、この協定に基づく応援を円滑に行うため必要に応じて連絡調整市町村による連絡会議を開催する。

(その他防災協定等との関係)

第9条 この相互応援協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

上記協定の成立の証として、本協定書44通を作成し、5広域圏構成44市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成9年1月16日

- 「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」(44市町村)
- 「災害時における相互応援協定」(17市町村：平成7年8月1日)
- ※下記のうち福島地方広域行政圏(福島地方拠点都市地域17市町村)

| 市町村名 | 電 話 | F A X | 市町村名 | 電 話 | F A X |
|------------|--------------|--------------|--|--------------|--------------|
| 福島地方広域行政圏内 | | | 相馬地方広域市町村圏 | | |
| ◎福島市 | 024-536-3731 | 024-536-4370 | ◎相馬市 | 0224-37-2121 | 0244-34-4196 |
| ◎二本松市 | 0243-23-1111 | 0243-22-5411 | ◎原町市 | 0244-24-5231 | 0244-23-0311 |
| 伊達市 | 024-575-1111 | 024-576-7199 | 南相馬市 | 0244-24-5232 | 0244-23-0311 |
| 桑折町 | 024-582-2111 | 024-582-2479 | 新地町 | 0244-62-2111 | 0244-62-3194 |
| 国見町 | 024-585-2111 | 024-585-2181 | 飯館村 | 0244-42-1611 | 0244-42-1601 |
| 川俣町 | 024-566-2111 | 024-566-4066 | 亘理・名取広域行政圏 | | |
| 飯野町 | 024-562-2111 | 024-562-2259 | 名取市 | 022-384-2111 | 022-384-2111 |
| 大玉村 | 0243-48-3131 | 0243-48-3137 | ◎岩沼市 | 0223-22-1111 | 0223-24-0897 |
| 本宮市 | 0243-33-1111 | 0243-34-3138 | ◎亘理町 | 0223-34-1111 | 0223-34-7341 |
| | | | 山元町 | 0223-37-1111 | 0223-37-4144 |
| | | | 置賜広域行政圏 | | |
| | | | ◎米沢市 | 0238-22-5111 | 0238-22-0498 |
| | | | ◎長井市 | 0238-84-2111 | 0238-83-1070 |
| | | | 南陽市 | 0238-40-3211 | 0238-40-3242 |
| | | | 高島町 | 0238-52-1111 | 0238-52-1543 |
| | | | 川西町 | 0238-42-2111 | 0238-42-2724 |
| 仙南地域広域行政圏内 | | | 白鷹町 | 0238-85-2111 | 0238-85-2128 |
| ◎白石市 | 0224-25-2111 | 0224-24-4861 | 飯豊町 | 0238-72-2111 | 0238-72-3827 |
| 角田市 | 0224-63-2111 | 0224-62-4829 | 小国町 | 0238-62-2111 | 0238-62-5464 |
| 蔵王町 | 0224-33-2211 | 0224-33-4159 | 「◎」の市町村は 福島・宮城・山形広域圏災害時 相互応援協定に基づく、各広域 圏の「連絡調整市町村」 | | |
| 七ヶ宿町 | 0224-37-2111 | 0224-37-2468 | | | |
| 大河原町 | 0224-53-2111 | 0224-53-3818 | | | |
| 村田町 | 0224-83-2111 | 0224-83-2952 | | | |
| 柴田町 | 0224-55-2111 | 0224-55-4172 | | | |
| 川崎町 | 0224-84-2111 | 0224-84-2111 | | | |
| ◎丸森町 | 0224-72-2111 | 0224-72-1540 | | | |

● 郡山市・本宮市・大玉村 災害相互応援協定

この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、郡山市、本宮市、大玉村（以下「協定市村」という。）の区域において、火災・水災・震災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災した市村（以下「被災市村」という。）の応援要請にこたえ、他の協定市村が被災市村の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする被災市村（以下「応援要請市村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部課を通じて、電話又は電信等により、他の協定市村に応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市村（以下「応援市村」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定市村の区域において激甚な災害が発生したことが明らか場合は、協定市村は、自らの判断により自主応援活動を実施することができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援活動に要した経費は、応援要請市村の負担とする。ただし、被害状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援要請市村と応援市村が当該経費の負担について協議して決定する。

（災害補償及び損害賠償）

第5条 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市村の負担とする。

2 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市村が、応援要請市村への往復の途中において生じたものについては応援市村がそれぞれ負担するものとする。

（連絡担当部課）

第6条 協定市村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部課をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定の締結に関し定めのない事項については、協定市村が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第9条 この協定は、平成19年7月3日から効力を発生する。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、協定市村それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年7月3日

連絡担当部課

| 市町村名 | 担当部課・係 | 電話番号 | F A X |
|------|------------------|--------------|--------------|
| 郡山市 | 総務部消防防災課 防災係 | 024-924-2161 | 024-935-0683 |
| 本宮市 | 市民部防災対策課 消防防災係 | 0243-24-5365 | 0243-34-2724 |
| 大玉村 | 住民税務部住民生活課 生活安全係 | 0243-48-3131 | 0243-48-3137 |

● 上尾市との災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、本宮市及び上尾市（以下「協定市」という。）のいずれかの団体の区域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた市（以下「被災市」という。）単独では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるときに、同法第67条第1項の規定に基づき、被災市が応援要請する応急措置を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両及び資機材等の提供
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援の要請手続き)

第3条 被災市は、次の事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文章を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 被災者の一時受け入れを要請する場合にあつては、一時避難を希望する者の人数及び期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(自主的活動)

第4条 応援を行う市（以下「応援市」という。）は、災害の際に通信途絶等により被災市から前条の要請がない場合は、速やかにその被害状況について自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 応援市は、前項の情報収集により被害が甚大であることを判断し、かつ、被災市と連絡できない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 応援市は、被災直後自主的な応援活動のための職員を派遣する場合においては、派遣職員が消費し、又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

4 応援市は、前項の規定により職員を派遣した場合は、被災市から前条に基づく応援要請があったものとみなすこととする。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援市から派遣された職員は、被災市の長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、原則として被災市の負担とする。

2 被災市が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、応援市は、一時立替支弁するものとする。

3 応援市から派遣された職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

4 応援市から派遣された職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたときにあつては応援を受けた被災市が、被災市への往復の途中において生じたときにあつては応援市が、賠償の責任を負うものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定市は、相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(体制の整備)

第8条 協定市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする

(交流の促進)。

第10条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるようにするため、日常ごろから、教育団体、青少年団体、自治会等を含めた市民レベルの幅広い交流促進に努めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日1月前までに申出がないときは、この期間は、さらに3年間延長されるものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、その都度協定団体で協議して定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、本宮市長及び上尾市長が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成23年11月11日

第2 国民保護法関係

1. 本宮市国民保護協議会条例（資料 103）

平成19年1月1日

条例第23号

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、本宮市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）

第2条 協議会の委員の定数は、25人以内とする。

2 専門委員は、その設置に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第3条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

2. 本宮市国民保護協議会委員名簿（資料104）

（平成27年 月 日）

| 番号 | 役職 | 職名 | 氏名 | 住所 | 電話 |
|----|----|---------------------------------------|--------|----------------|--------------|
| 1 | 会長 | 本宮市長 | 高松 義行 | 本宮市本宮字万世 212 | 33-1111 |
| 2 | 委員 | 本宮市副市長 | 中野 一夫 | 本宮市本宮字万世 212 | 33-1111 |
| 3 | 委員 | 本宮市教育長 | 原瀬 久美子 | 本宮市本宮字万世 212 | 33-1111 |
| 4 | 委員 | 国土交通省東北整備局 福島河川国道事務所長 | 永尾 慎一郎 | 福島市黒岩字榎平 36 | 024-546-4331 |
| 5 | 委員 | 陸上自衛隊福島駐屯地 第44普通科連隊長 | | 福島市荒井字原宿 1 | 024-593-1212 |
| 6 | 委員 | 福島県二本松土木事務所 所長 | 中川 善則 | 二本松市金色 424-1 | 0243-22-1151 |
| 7 | 委員 | 郡山北警察署 本宮分庁舎署長 | 根本 栄太郎 | 本宮市本宮字万世 172-1 | 33-3110 |
| 8 | 委員 | 本宮市消防団長 | 国分 良修 | 本宮市本宮字竹花 41 | 33-2260 |
| 9 | 委員 | 安達地方広域行政組合 消防長 | 服部 悌二 | 二本松市大壇 27 | 62-3414 |
| 10 | 委員 | 福島交通(株) 郡山支社長 | 瀬谷 賢次 | 郡山市向河原町 2-23 | 024-944-5400 |
| 11 | 委員 | 東北電力(株) 郡山営業所長 | 遠藤 定則 | 郡山市細沼町 1-5 | 024-932-6314 |
| 12 | 委員 | (株)NTT東日本一福島 設備部福島カスタマサー ビス担当部長 | 吉宗 俊哉 | 福島市中荒子 22-1 | 024-535-7156 |
| 13 | 委員 | みちのく安達農業協同組 合代表理事組合長 | 鈴木 利英 | 本宮市本宮字戸崎 41 | 24-1369 |
| 14 | 委員 | 本宮市本宮赤十字奉仕団 委員長 | 斎藤 トミ子 | 本宮市高木大学 34 | 33-4595 |
| 15 | 委員 | 総務部長 | 佐藤 栄恭 | 本宮市本宮字万世 212 | 33-1111 |
| 16 | 委員 | 市長公室長 | 渡辺 正博 | 〃 | 〃 |
| 17 | 委員 | 市民部長 | 金子 勝英 | 〃 | 〃 |
| 18 | 委員 | 保健福祉部長 | 武田 正利 | 〃 | 〃 |
| 19 | 委員 | 産業部長 | 立川 盛男 | 〃 | 〃 |
| 20 | 委員 | 建設部長 | 鈴木 亨 | 〃 | 〃 |
| 21 | 委員 | 白沢総合支所長 | 登 椰 恒 | 〃 | 〃 |
| 22 | 委員 | 放射能除染・モニタリング センター長 | 橋本 久雄 | 〃 | 〃 |
| 23 | 委員 | 議会事務局長 | 安田 章 | 〃 | 〃 |
| 24 | 委員 | 教育部長 | 国分 忠一 | 〃 | 〃 |

委員定数：25人以内

任期 平成27年 月 日から2年間

